

那智勝浦町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針は、本町のすべての機関に対し適用するものとする。

3 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

4 物品等の調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報を収集し、各機関に提供する。
- (2) 各機関は、その情報に基づき障害者就労施設等から直接調達する。

5 調達実績の公表

本方針に基づき当該年度に調達した物品等の実績の概要は、福祉課が取りまとめ、町ホームページへの掲載等の方法で公表する。

6 方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。